

令和6年5月1日版

# 八千代市貨物運送事業者等 燃料費高騰対策支援金 －申請の手引－

<受付期間>

令和6年5月1日（水）～令和6年6月28日（金）まで

※郵送の場合は消印有効

八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務局  
(八千代市役所商工観光課内)

【電 話】047-421-6761

【受付時間】午前9時から午後5時まで [土・日・祝日を除く]

# 目次

I	支援金の概要	
1	趣旨	1
2	交付額	1
II	交付要件	
1	対象事業者	1
2	対象車両	2
	支援対象判定フロー図	3
III	申請手続き	
1	問合せ先	4
2	申請書の提出	4
3	交付の決定等	9
IV	その他留意事項	9
V	Q&A	10
	(別紙) 暴力団排除に関する規定 (II交付要件 (8) 関係)	13

## I 支援金の概要

---

### 1 趣旨

燃料費の高騰の影響を受けた貨物運送事業者等の経済的負担を軽減し、その事業継続を支援するため、影響を受ける事業者に対して支援金を交付します。

### 2 交付額

IIの交付要件を満たす事業者の事業用自動車の台数に応じて交付します。

- |                            |               |
|----------------------------|---------------|
| (1) 一般貨物自動車運送事業に係る事業用自動車   | 1台あたり 23,000円 |
| (2) 特定貨物自動車運送事業に係る事業用自動車   | 1台あたり 23,000円 |
| (3) 貨物軽自動車運送事業に係る事業用自動車    | 1台あたり 8,000円  |
| (4) 一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業用自動車 | 1台あたり 23,000円 |

## II 交付要件

---

### 1 対象事業者

下記の8つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 「資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人」又は「常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人」であること。(※)
  - (2) 令和6年4月1日時点で、「一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可を受けている」若しくは「貨物軽自動車運送事業の届出を行っている」貨物自動車運送事業者又は「一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている」貸切旅客自動車運送事業者であること。
  - (3) 令和6年4月1日時点で事業を継続していること。
  - (4) 令和6年4月1日以降も引き続き事業を継続する意思を有していること。
  - (5) 八千代市内に事業のための営業所を有していること。
  - (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
  - (7) 納期限が到来した市税を完納していること。
  - (8) 「暴力団排除に関する規定」(p13参照)を遵守していること。また、本件について八千代警察署に照会することについて予め承諾すること。
- ※ 法人税法別表第一に規定する公共法人は交付対象外です。
- ※ 宗教上の組織若しくは団体又は政治団体は交付対象外です。

## 2 対象車両

下記の3つの要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 令和6年4月1日時点で使用（自動車リース事業者とのリース契約又は自動車ディーラー事業者との割賦契約等によるものを含む。）していること。※自動車検査証（又は軽自動車届出済証）上の使用者が申請者本人であること。
- (2) 八千代市内の営業所に配置された、化石燃料を用い自ら走行する貨物自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業のための事業用自動車であること。（※）
- (3) 次の㊦又は㊧に掲げるいずれかの要件を満たしていること。

㊦：（車検のある自動車）

自動車検査証に記載された有効期間の満了する日が申請日以降である自動車（申請日時点で車検が有効であること）であり、かつ、自動車検査証の使用の本拠の位置が八千代市内である自動車

㊧：（車検のない自動車（250 cc以下のオートバイ））

申請日までに、軽自動車届出済証の交付を受けた検査対象外軽自動車であり、かつ、「車両番号（ナンバー）」に習志野と表示する検査対象外軽自動車

※ 電気自動車，トレーラー等の被牽引車，白・黄ナンバーの自動車は対象外です。



### Ⅲ 申請手続

#### 1 問合せ先

八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務局  
(八千代市役所商工観光課内)

【電 話】 047-421-6761

【受付時間】 午前9時から午後5時まで [土・日・祝日を除く]

#### 2 申請書の提出

##### (1) 申請受付期間

令和6年5月1日(水)から令和6年6月28日(金)まで

##### (2) 申請受付方法

以下のとおりオンライン及び郵送で申請を受付します。

###### ① オンライン提出の場合

[ちば電子申請サービス](#)から提出できます。



###### ② 郵送の場合

5月1日(水)から受付を開始します。

※提出の際には、簡易書留、レターパックなど郵便物を追跡できる方法での提出をおすすめします。 普通郵便等で郵送した場合の事故についての責任は負えません。

提出先：〒276-8501

八千代市大和田新田312-5

八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金事務局

(八千代市役所商工観光課内)

##### (3) 郵送申請用の書類の入手方法

[八千代市ホームページ](#)からダウンロード・印刷してください。(両面印刷可)



#### (4) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。書類の不備（文字が読みづらい、誤りがある、書類が不足している等）があると、説明や書類の再提出をお願いすることになり、交付までに相当な時間を要することになります。また、申請書類の返却はいたしません。

	申請書類一覧	チェック
①	八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金申請書兼請求書	<input type="checkbox"/>
②	誓約書・同意書	<input type="checkbox"/>
③	申請者名義の自動車運送事業等に係る許可書又は届出書の写し ○郵送の場合 封筒に同封 ○オンライン申請の場合 スキャナ・写真データをアップロード	<input type="checkbox"/>
④	交付対象車両全てについて、  【車検のある自動車】 ア. 電子車検証（ＩＣチップ付き車検証）の車両の場合 →申請日時点で有効な「自動車検査証記録事項」の写し  イ. 従来の自動車検査証の車両（電子車検証に切り替わっていない車両）の場合 →申請日時点で有効な「自動車検査証」の写し  【車検のない自動車（250 cc以下のオートバイ）】 →申請日時点で有効な「軽自動車届出済証」の写し  ○郵送の場合 封筒に同封 ○オンライン申請の場合 スキャナ・写真データをアップロード	<input type="checkbox"/>
⑤	振込先口座を確認できる書類（通帳等の写し） ※申請者本人名義（法人は法人名義，個人事業主は個人名義） ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できる箇所の写し （キャッシュカードに同じ内容が記載されていれば キャッシュカードでも可）  ○郵送の場合 申請書に貼付 ○オンライン申請の場合 スキャナ・写真データをアップロード	<input type="checkbox"/>

# 自動車検査証記録事項等の掲載項目について

## 1 自動車検査証記録事項

項目	要件
① 自動車登録番号又は車両番号	習志野であること。
② 初年度登録年月	令和6年4月以前であること
③ 自動車の種別	普通・小型・大型特殊又は軽自動車のいずれかであること。
④ 用途	貨物又は特種であること。(一般貸切旅客自動車運送事業の場合は乗用でも可)(軽自動車と二輪車の場合は乗用でも可)
⑤ 自家用・事業用の別	事業用であること。
⑥ 燃料の種類	ガソリン, 軽油等の化石燃料であること。
⑦ 使用者の氏名又は名称	申請者と同一であること。
⑧ 使用の本拠の位置	八千代市であること。
⑨ 有効期間の満了する日	申請日以降であること。

### 自動車検査証記録事項 例1

記録年月日 令和 5 年 6 月 2 日

1. 基本情報																	
自動車登録番号又は車両番号		習志野 100 あ XXXX								①							
車台番号		ABC-DE								②							
登録年月日/交付年月日		令和 2 年 6 月 25 日		初年度登録年月		令和 2 年 6 月		有効期限の満了する日		令和 6 年 6 月 24 日	⑨						
2. 所有者・使用者情報																	
所有者の氏名又は名称		株式会社 八千代市役所															
所有者の住所		千葉県八千代市大和田新田312-5															
使用者の氏名又は名称		***								⑦							
使用者の住所		***															
使用の本拠の位置		千葉県八千代市大和田138-2								⑧							
3. 車両詳細情報																	
車名		FGHIJ															
型式		KLMNO				原動機の型式				PQRS							
自動車の種別		普通		用途		貨物		自家用・事業用の別		事業用		③ ④ ⑤					
車体の形状		キャブオーバ				乗車定員		2人		最大積載量		8200kg					
車両重量		5180kg		車両総重量		13490kg		長さ		846cm		幅	229cm	高さ	256cm		
前前軸重		2680kg		前後軸重		-kg		後前軸重		-kg		後後軸重		2500kg		総排気量又は定格出力	7.54L
燃料の種類		軽油				型式指定番号				類別区分番号				⑥			
4. 備考																	



## 2 自動車検査証

項目	要件
① 自動車登録番号又は車両番号	習志野であること。
② 初年度登録年月	令和6年4月以前であること
③ 自動車の種別	普通・小型・大型特殊又は軽自動車のいずれかであること。
④ 用途	貨物又は特種であること。(一般貸切旅客自動車運送事業の場合は乗用でも可)(軽自動車と二輪車の場合は乗用でも可)
⑤ 自家用・事業用の別	事業用であること。
⑥ 燃料の種類	ガソリン, 軽油等の化石燃料であること。
⑦ 使用者の氏名又は名称	申請者と同一であること。
⑧ 使用の本拠の位置	八千代市であること。
⑨ 有効期間の満了する日	申請日以降であること。

### 例2 自動車検査証

令和5年6月2日

自動車登録番号または車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
習志野 100 あ XXXX		令和 2年6月25日	令和 2年6月	普通	貨物	事業用	キャブオーバ
車名		乗員定数	最大積載量		車両重量		車両総重量
FGHIJ		2人	8200kg		5180kg		13490kg
車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ABC-DE	846cm	229cm	256cm	2680kg	—kg	—kg	2500kg
型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号	
KLMNO	PQRS	7.54L <sup>Kw</sup>	軽油				
所有者の氏名又は名称	株式会社 八千代市役所						
所有者の住所	千葉県八千代市大和田新田312-5						
使用者の氏名又は名称	***						⑦
使用者の住所	***						
使用の本拠の位置	千葉県八千代市大和田138-2						⑧
有効期限の満了する日	令和6年6月24日		年	月	日		
備考							

## 通帳の写しに関する注意事項

通帳の表紙だけでは、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人の6項目全ての確認ができない場合

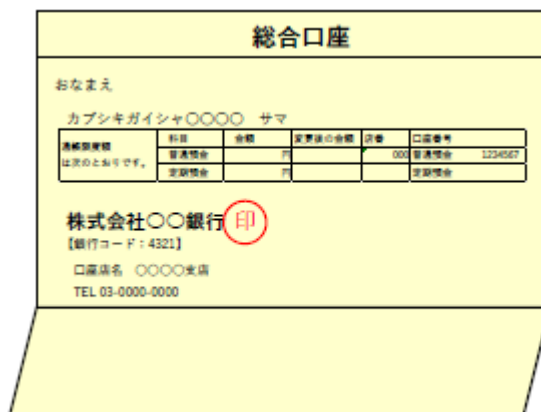
→通帳を開いた1・2ページ目の写しも添付してください。

通帳の表紙



通帳を開いた1・2ページ目

+



電子通帳など、紙の通帳やキャッシュカードがない場合

→電子通帳等の画面コピー等を提出してください。



当座預金など、紙の通帳やキャッシュカードがない場合

→当座勘定照合表（上記6項目全て記載があるもの）や電子通帳等の画面コピー等を提出してください。

### 3 交付の決定等

- ・申請書類の受理後、内容を審査の上、交付要件を満たしていると認められたときは、支援金を交付します。
- ・申請書類の審査の結果、本支援金を交付する旨を決定したときは、後日通知いたします。  
なお、交付しない旨の決定をしたときは、その旨と理由をお示しします。

## IV その他留意事項

---

- (1) 本支援金の交付決定後、要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、八千代市に支援金を返金することになりますので御承知おきください。
- (2) 市は必要に応じて、申請内容等について調査する場合があります。その場合、申請者は市に協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- (3) 交付対象者は、本支援金の申請にかかる帳簿及び全ての証拠書類を、交付事業の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

## V Q&A

---

**Q1：県の「千葉県貨物運送事業者物価高騰対策支援金」との重複受給はできますか。**

A1：重複受給ができません。

**Q2：1社ごとの支援額に上限はありますか。**

A2：交付対象車両の台数に応じて支援します。上限はありません。

**Q3：本社は八千代市外だが、営業所が八千代市内にある場合、支援金の対象になりますか。**

A3：本社が八千代市内になくても、営業所（使用の本拠の位置）が八千代市内にあれば対象になります。

**Q4：八千代市内の営業所にある他都道府県ナンバーの車両は支援金の対象になりますか。**

A4：対象になりません。対象車両は、営業所（使用の本拠の位置）が八千代市内の車両に限ります。

**Q5：二輪自動車は支援金の対象になりますか。**

A5：貨物軽自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、支援金の対象になります。1台につき8,000円を支援します。

**Q6：リース車は支援金の対象になりますか。**

A6：緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証の使用者の氏名又は名称が申請者と同一であれば対象となります。

**Q7：割賦により所有権留保されている車も支援金の対象になりますか。**

A7：緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証の使用者の氏名又は名称が申請者と同一であれば対象となります。

**Q8：市外の車庫に車両を保管している車も支援金の対象となりますか。**

A8：自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置が八千代市内となっていれば、対象車両となります。

**Q9：支援金は、申請後どのくらいで支払われますか。**

A9：申請書類に不備がなければ、申請から1か月以内の支払を想定しています。申請が集中した場合には、さらに期間をいただくこともあります。

**Q10：八千代市内に複数事業所があるが、事業所ごとに申請してもよいですか。**

A10：本社又はいずれかの事業所が取りまとめの上、申請してください。

**Q 1 1 : 弊社は、一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいるが、申請はまとめて行ってもよいですか。**

A 1 1 : 同一事業者でまとめて申請してください。

**Q 1 2 : 許可書等を紛失してしまったが、支援金をもらうにはどうすればよいですか。**

A 1 2 : 千葉運輸支局に「運送事業に係る証明願」を提出し、証明書の交付を受けてください。証明願の手続については、千葉運輸支局にお問合せください。  
証明書の発行には日数がかかりますので余裕をもってご用意ください（申請締切までに書類が揃わないと受付することができません）。

**Q 1 3 : 法人の名称変更や移転で、許可書等に記載された現在の法人名や所在地と異なりますが、どうすればよいですか。**

A 1 3 : 千葉運輸支局に「運送事業に係る証明願」を提出し、現在の名称・所在地での証明書の交付を受けるか、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）で確認できる場合は、登記事項証明書（写し）でも構いません。

**Q 1 4 : 支援金の用途制限はありますか。**

A 1 4 : 特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。

**Q 1 5 : ハイブリッド車は支援金の対象になりますか。**

A 1 5 : 対象となります。

**Q 1 6 : 電気自動車や天然ガス自動車、水素自動車は支援金の対象になりますか。**

A 1 6 : 対象となりません。

**Q 1 7 : 申請日時点で車検切れの場合は、申請できないのですか。**

A 1 7 : 同日時点で申請者が自動車運送事業の用に供しうる状態であることが前提となるため、車検切れの状態であった車両での申請はできません。自動車整備業者の都合で申請日までに車検の更新が出来なかった等の場合であっても、申請することはできません。

**Q 1 8 : なぜ許可書や自動車検査証上の使用者と申請者が一致していなければいけないのですか。**

A 1 8 : 貨物自動車運送事業や一般貸切旅客自動車運送事業を行うに当たり、道路運送車両法等の許可・変更等の法的手続を適正に行っていることを書面で確認できることが前提となるためです。

**Q 1 9 : 令和5年1月以降に車検を更新したため、「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「電子車検証」のみの提出は認められますか。**

A 1 9 : 「電子車検証」には「有効期間の満了する日」や「使用者の住所」の記載がないため、お手数ですが「自動車検査証記載事項」の御提出をお願いしております。

**Q 2 0 : 「電子車検証」と「自動車検査証記録事項」が発行されましたが、「自動車検査証記録事項」を紛失してしまいました。**

A 2 0 : 「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」から印刷し、提出してください。「車検証閲覧アプリ」の操作方法は、次のWEB サイトから御確認ください。

国土交通省 電子車検証特設サイト > [車検証閲覧アプリの使い方](#)



**Q 2 1 : 行政書士等に申請を委任できますか。**

A 2 1 : 行政書士等への申請の委任は、可能です。ただし、振込先口座は申請者本人に限ります。

申請を委任する場合は、次のとおり委任状（任意様式）を添付してください。

①作成日付を明記すること。

②両当事者（委任者及び代理人）の住所氏名（法人の場合は、本店所在地、法人名、法人代表者氏名）を記載すること。

③委任した範囲を明確に記載すること（例：八千代市貨物運送事業者等燃料費高騰対策支援金の申請に関する一切の権限について委任します）

※委任状への押印は必要です。

**Q 2 2 : 支援金は課税の対象になりますか。**

A 2 2 : 支援金は課税対象となります。詳しくは管轄の税務署へお問い合わせください。

## 暴力団排除に関する規定（Ⅱ交付要件（８）関係）

交付を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が、将来においても、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

上記内容に該当しないことを確認するため、八千代市が八千代警察署に照会することについて承諾していただくことが申請条件となります。

〒（郵送の際、封筒に貼付けてご使用ください。）

〒276-8501  
八千代市大和田新田312-5  
八千代市貨物運送事業者等  
燃料費高騰対策支援金事務局 宛  
(八千代市役所商工観光課内)